

## 提出書類一覧

提出書類		備考	提出部数	
1	参加表明書（様式第1号）	10の登録印で捺印すること。	正本1部 副本5部	
2	会社概要（様式第2号）			
3	業務履行に必要な許可・資格取得状況申告書（様式第3号）			
4	3で申告した内容を証明する写し			
5	技術提案書（様式第4号）			
6	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【法務局で発行】		・発行から3か月以内のものを提出すること。
		営業所等一覧表（様式第5号）		登記事項証明書に支店等の記載がない場合、当該様式を提出すること（既存の資料で確認が可能な場合は、当該様式の提出に代わり、資料を添付する形で提出してもよい。）。
	個人事業主	代表者の住民票【市町村で発行】		発行から3か月以内のものを提出すること。
		代表者の身分証明書【 <u>本籍地</u> の市町村で発行】		発行から3か月以内のものを提出すること。 ※ここでいう、「身分証明書」とは本籍地のある市区町村で発行する禁治産・準禁治産の宣告を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産の通知を受けていないことを証明するものであり、運転免許証やマイナンバーカード等、いわゆる一般的な本人確認書類ではない。
		<代表者の住所が都城市以外の場合> 都城市内に本店、支店又は営業所等を有することを証明する書類（賃貸契約書等）の写し		
7	法人	消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（納税証明書「その3の3」）【 <u>税務署</u> で発行】	発行から3か月以内のものを提出すること。	
	個人事業主	消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（納税証明書「その3の2」）【 <u>税務署</u> で発行】	発行から3か月以内のものを提出すること。	

提出書類		備考	提出部数
8	法人	役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書 (都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)	指定のエクセルに入力し、電子メールに添付して送付すること。
		誓約書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号)	10の登録印で捺印すること。
		(株式会社の場合)株主の一覧が分かる資料(上場企業については主要株主が分かる名簿(※))	総会資料等、既存資料で分かるもので提出可
		定款	
個人事業主	誓約書兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第2号)	10の登録印で捺印すること。	
9	法人	印鑑証明書【法務局で発行】	発行から3か月以内のものを提出すること。
	個人事業主	代表者の印鑑証明書【市町村で発行】	発行から3か月以内のものを提出すること。
10	法人	決算書類	原則、次に掲げる4表を含む書類について、直近3期分を提出すること。 ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表 ⑤(該当がある場合)役員借入金がある場合の借入先が分かる資料
	個人事業主	①確定申告書の第一表 ②確定申告書の第二表 ③青色申告の場合:青色申告決算書(P1~4) 白色申告の場合:収支内訳書	直近3年分(令和4年、令和5年、令和6年)分を提出すること。
11	<業務履行に必要な保険に加入している場合> 保険証券の写し		
12	都城市ふるさと納税 衛生関連調査票(自己チェックリスト) (様式第7号)		
13	酒類取扱者	酒類の販売数量等報告書の写し	直近1年分とし、税務署の收受印、または、都城小売酒販組合の受領印があるもの。

正本1部  
副本5部

※ 登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限るが、写しも可。

※ 副本は、写しも可とする。

※ 「主要株主」とは発行済み株式に対して、議決権のある株式の10%以上保有する株主を指す。

※ 押印はすべて「10 印鑑証明書」の登録印で捺印すること。